

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案について

<特措法規定事項>

1 寄附金付郵便葉書等の発行の特例 (第2条関係)

「お年玉付郵便葉書等に関する法律」に規定する寄附金付郵便葉書等について、「組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てること」を寄附目的として発行することを可能とするもの。

2 組織委員会への国の職員の派遣 (第3条～第14条関係)

大会の準備及び運営を支援するため、組織委員会の要請に応じて組織委員会に国の職員を派遣できることとし、国家公務員共済組合法や国家公務員退職手当法等にかかる特例等、国の職員の派遣に関して必要な規定を整備する。

3 組織委員会役職員の刑法その他の罰則適用の特例 (第15条関係)

組織委員会の業務の公益性に鑑み、その役員及び職員は、刑法その他の罰則（贈収賄罪、公務執行妨害罪、公文書偽造罪等）の適用については、公務に従事する職員とみなすもの。

4 施行期日 (附則第1条関係)

公布日から1カ月を超えない範囲内において政令で定める日とする。